

消費生活 センターだより

発行 姫路市消費生活センター

- 2022年4月1日から成年年齢が18歳になります!
- 巧妙化するフィッシング詐欺に注意!
- マッチングアプリ等をきっかけとする投資詐欺に注意!
- 暮らしのレスキューサービスに関する悪質商法に注意!
- 特定商取引法が改正されました

2022年4月1日から成年年齢が18歳になります!

★契約や買い物はしっかりと「考えて」から。

大人なので一人で契約できます。

成人として契約を一人で結ぶことができるようになります。

大人なので未成年者取消ができません。

成人なので、未成年者が親などの法定代理人の同意を得ずに契約した場合に契約を取り消せる未成年者取消権は行使できなくなります。

もう大人なんだからさあ
自分の意思で契約できるよね



18歳から大人!

大人なので必ず確認。

契約を結ぶ際には、事前に契約内容を確認しましょう。

お願いをね



姫路市消費生活センター
啓発キャラクター
いややっ娘

成年年齢引き下げによる、18歳～19歳の若者の消費者被害の拡大が懸念されています。「契約」を安易に考えず、正しい知識を持って悪質商法などにだまされないようにしましょう。

★こんなトラブルに注意!

① 定期購入

事例

動画投稿サイトの広告を見てお試し500円のダイエットサプリメントを購入。頼んだ覚えのない2回目の商品発送の連絡があり、4か月分をまとめて4万円の請求があった。

4かしかも
4万円!!!



追加で頼んだ覚え
ないのに...

アドバイス

- ・ 契約内容をしっかり確認しましょう!(1回?継続?)
- ・ 解約条件をしっかり確認しましょう!(解約方法など)
- ・ 証拠を残すため事業者に連絡した記録を残しましょう

② 美容医療

事例

「10万円の全身脱毛」のSNS広告を見て、クリニックに出向いたところ「広告の施術は効果が低い。今なら効果の高い70万円のコースを60万円にする」と勧められ契約してしまった。後悔して期間内にあわててクーリング・オフを申し出たが応じてもらえない。



今ならお得ですよ!

アドバイス

- ・ その場で契約・施術をしない
- ・ 効果だけでなく、施術前にリスクや副作用の確認を
- ・ 「お金が無い」なら「契約しない」

消費者庁では、若者の消費者トラブル関連の情報発信を行い、速やかで正確な情報発信を目指して、消費者庁LINE公式アカウント「消費者庁若者ナビ!」が開設されました。「消費者庁若者ナビ!」への友だち登録をお願いします。

消費者庁若者ナビ!



巧妙化するフィッシング詐欺に注意!

大手通販サイトやクレジット会社、銀行等をかたる偽メールや宅配便の不在通知の偽SMS(ショートメッセージサービス)などが増えています。偽物のサイトに誘導され、入力した情報を盗まれたり、不正なアプリをインストールさせられたりする手口が多くみられます。

事例1

大手通販サイトから「異常なログインがありました。本人確認をお願いします。」というメールが来た。驚いてメールにあったリンクをクリックし、誘導されるままサイトでクレジットカード情報や個人情報を入力したら、カードを不正利用されてしまった。

事例2

スマートフォンに宅配便の不在通知がSMSで届いた。URLをタップしたらログイン画面になり、指示に従ってIDやパスワードを入力したところ、自分のアカウントで不正利用されてしまった。宅配業者を装った偽SMSによる手口以外に、最近では、銀行やクレジットカード会社を装う手口も増えています。



トラブルにあわないために

- ・メールやSMSが本物かどうか迷った場合には、公式サイト等で真偽を確認しましょう。
- ・メールやSMSに記載されたURLには容易にアクセスしないようにしてください。アクセスしてしまってもIDやパスワードを入力しないようにしましょう。
- ・もし偽サイトに情報を入力した場合には、パスワードを変更しましょう。
- ・クレジットカード情報を入力した場合は、カード会社にも連絡しましょう。

マッチングアプリ等をきっかけとする投資詐欺に注意!

—恋話(コイバナ)がいつの間にかもうけ話に—

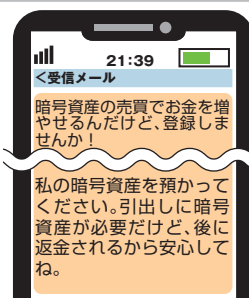
事例

マッチングアプリで知り合った女性だと言う人物から、暗号資産(仮想通貨)の売買で資産を増やせると誘われ、海外の取引サイトに登録し口座を開設した。女性から私の口座に暗号資産が振り込まれ、預かってほしいと言われた。暗号資産の引き出しを行うには、約80万円の暗号資産を支払う必要があるが、のちに返金すると言われたので、送金したところ、サイトから受領のメールと72時間以内に返金するとの通知が届いたが、返金されない。

事例から見た問題点

- ・メッセージのやり取りだけでは本人確認が難しい
- ・紹介された投資サイト等が架空
- ・出金ができなくなり、結局損失となる
- ・個人情報を悪用される可能性がある

戻ってこないのに振り込んだの?



トラブルにあわないために

- ・出会い系サイトやマッチングアプリ等の規約をよく読んでから利用しましょう。
- ・うまいもうけ話には安易に応じないようにしましょう。
- ・個人情報を安易に提供しないようにしましょう。

暮らしのレスキューサービスに関する悪質商法に注意!

★トイレの故障・不具合などの水回りトラブル、鍵の開錠や害虫駆除などを行う事業者に関する相談が寄せられています。



自宅への訪問を依頼して契約した場合であってもクーリング・オフが可能なことがあります。

事例1

トイレの水が流れにくいので無料点検・見積もり依頼したのに、事業者の訪問時に新品便器との全面取り換えを勧誘され、契約した場合

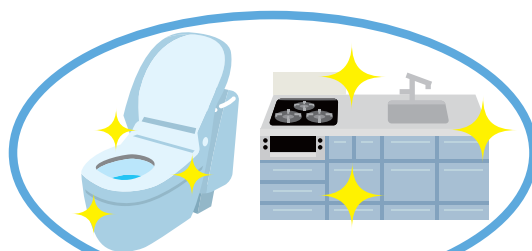
事例2

水栓の水漏れの修理を依頼したのに、事業者の訪問時に台所全体のリフォームを勧誘され、契約した場合

**契約してしまったが、解約したい・・・
そんなときは、クーリング・オフ!**

訪問販売による取引は、契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、原則として無条件で契約解除ができます。

※特定商取引に関する法律の規定に基づくクーリング・オフの対象となるためには条件があります。



修理だけでいいのに・・・



この際、新品に変えませんか?

★消費者が事業者の訪問を求めた場合。

訪問販売による取引であっても、消費者が事業者の訪問を求めた場合には、クーリング・オフが認められないことがあります。

★しかし、例えばウェブサイト上の安価な修理代金を見て訪問修理を依頼したにもかかわらず、実際には高価な修理工事の勧誘を受けて契約した場合など、**消費者がもともと高価な修理代金を伴う契約を結ぶ意思が無かったといえる場合には、通常どおりクーリング・オフが認められます。**



工事費用の相場をお聞きしたいのですが



トラブルにあわないために

訪問後に依頼時よりも高価な修理を提案される場合は、急いで契約せずに他の業者にも費用の相場を照会するなど、費用等の契約条件をよく確認しましょう。



◆水漏れ等の問い合わせ先

姫路市水道局 079-221-2727 平日8:35~17:20
221-2732 夜間・休日受付窓口

◆下水道の詰まり等の問い合わせ先

姫路市下水道管理センター 079-233-8111 平日8:35~17:20
234-3506 夜間・休日受付窓口

●本市の指定業者はホームページに掲載しています。



特定商取引法が改正されました

令和3年
7月6日以降

一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に！



注文していないのにあなた宛てに届いた商品 一方的な送り付け行為への対応3箇条

その1 商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

ただし、贈答品などの可能性もあります。まずは家族などに心当たりが無いか確認しましょう。また、注文したことを忘れていないか思い返してみましょう。



その2 事業者から金銭を要求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。代引き配達の場合は受取を保留しましょう。事業者から請求されても、応じないようにしましょう。



その3 誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。



消費生活センターからのお知らせ

姫路市消費生活センターでは、市民からの消費生活に関するご相談を電話または来所でお受けし、その問題解決に向けて情報提供やアドバイスを行っています。相談は契約書などを確認したり、契約時にどのようなやりとりがあったかなどの詳しい話をお聞きしながら対応しますので、メールでの相談は受け付けておりません。平日は仕事があるので相談できないという場合は、下記の相談窓口をご利用ください。



消費者
ホット
ライン

い や や
☎188 ※年末年始は除く

平日 最寄りの消費生活センターの相談窓口につながります

土・日・祝日 国民生活センターにつながります(10:00~16:00)

アナウンスに従って操作してください。IP電話など、一部の電話からはつながりません。詳しくは、独立行政法人国民生活センターのホームページをご覧ください。

②土日祝日の相談窓口は緊急避難的な助言を主に行っており、原則、即日回答のみとなります。

相談専用電話
(079)221-2110

※姫路市に在住、在勤の方に限ります。
事業者からの相談は受け付けていません。

◆◆消費生活上のご相談、お問い合わせは◆◆

姫路市消費生活センター

姫路市安田四丁目1番地(姫路市役所1階)

※メールでの相談は受け付けていません

受付時間:月曜日~金曜日 9時~17時

姫路市消費生活センター

検索

